

緊急随意契約理由書

(日本万国博覧会記念公園 日本庭園井戸設備応急工事)

本工事は、令和7年8月6日(水)に発生した日本庭園井戸設備の停止について、緊急に対策工事を施工するものである。

井戸設備の停止は、深井戸用水中モーターポンプが絶縁不良により停止、復旧ができず井水の汲み上げが停止したことによるものである。

日本庭園井戸が水源となる日本庭園内の滝、川や池等は、昨年国登録記念物(名勝地関係)に文化財登録された日本庭園の景観を維持するうえで不可欠なものであり、井戸の稼働を早急に復旧する必要がある。

そのため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急工事」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約するものである。

本工事にあたっては、園内施設状況を熟知し、迅速かつ的確に対応できる能力を有している必要がある。本事務所発注の「日本万国博覧会記念公園 日本庭園井水配管設備外改修工事」を契約中である交南設備株式会社に工事実施の可否について問い合わせたところ、早急に作業着手できることが判明したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約を行いたい。